ハ　配送の合理化 複数事業者による共同出資会社や有限責任事業組合（ＬＬＰ）を設立する又は他の事業者から事業承継等を行うことなど、配送の合理化の実現により、灯油等の石油製品の配送コストの削減を推進する。	ハ　配送の合理化 複数事業者による共同出資会社や有限責任事業組合（ＬＬＰ）を設立するなど、配送の合理化の実現により、灯油等の石油製品の配送コストの削減を推進する。
七　経営資源の組合せ 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用する。	［新設］
2　規模別の整理	2　規模別の整理

［略］	［略］	［略］	［略］
1一イから四ロまでに掲げる事項のうち1項目以上 注）右記に加え、1五イから七に掲げる事項にも取り組むことを推奨する。	1一イから四ロまでに掲げる事項のうち2項目以上 又は 1一イから四ロまでに掲げる事項のうち1項目以上かつ1五イから七に掲げる事項のうち1項目以上	1一イから四ロまでに掲げる事項のうち1項目以上 注）右記に加え、1五イから六ハに掲げる事項にも取り組むことを推奨する。	1一イから四ロまでに掲げる事項のうち2項目以上 又は 1一イから四ロまでに掲げる事項のうち1項目以上かつ1五イから六ハに掲げる事項のうち1項目以上
1一イから四ロまでに掲げる事項のうち3項目以上 又は 1一イから四ロまでに掲げる事項のうち2項目以上かつ1五イから七に掲げる事項		1一イから四ロまでに掲げる事項のうち3項目以上 又は 1一イから四ロまでに掲げる事項のうち2項目以上かつ1五イから六ハに掲げる事項のうち1項目以上	
第5　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項 基本方針第5の4から6までに定めるところによる。		第5　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項 基本方針第5の4に定めるところによる。	
備考　表中の「　」の記載は注記である。			

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○経済産業省告示第百四十二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年七月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針（平成二十六年経済産業省告示第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
二　中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項 イ・ロ　［略］ ハ　機構が講ずべき支援措置 (1)～(10)　［略］ ［削る］	二　中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項 イ・ロ　［略］ ハ　機構が講ずべき支援措置 (1)～(10)　［略］ (11)　全国本部は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、経済産業局及び沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）その他の関係機関と連携を図り、必要書類の作成等その申請のために必要な支援に努める。